

暮らしの安全・安心対策特別委員会記録

- 1 期 日 平成20年8月29日(金)
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野洋二
副委員長 大井哲郎
委員 蔵本 健、井原 修、高木昭夫、沖井 純、河井案里、
高橋雅洋、小林秀矩、山崎正博、大曾根哲夫
- 4 欠席委員 な し
- 5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、消費生活課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、保健医療部長、健康対策課長、生活衛生課長

[農林水産局]

農水産振興部長、農林整備部長、農業技術課長、畜産課長、水産課長、林業課長、森林保全課長

[土木局]

技監、技術企画課長、都市技術総括監、都市整備課長

[警察本部]

生活安全部長、生活安全企画課長

6 報告事項

- (1) 「広島発・ストップ地球温暖化 県民運動」について
- (2) 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推進状況について

7 会議の概要

- (1) 開会 午後1時31分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑(高橋委員) 私の方からは「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の進捗状況についてお伺いをいたします。

まず1点目は、刑法犯認知・検挙状況をお聞かせいただきまして、認知件数が昨年より減少しているということで敬意と感謝を申し上げたいと思いますが、その中で特に今、一番気になる外国人の犯罪について少し現状を教えてくださいたいと思います。

○答弁(生活安全部長) 来日外国人犯罪の状況ということではありますが、これは我が国における国際化の進展に伴いまして、近年の来日外国人犯罪については組織的に犯行されている事案が多く見られますとともに、地方への拡散化が進み、複数の都道府県

にまたがる犯罪も多発しているところでもあります。

平成 20 年上半期の全国の来日外国人犯罪の検挙総数につきましては 1 万 5, 276 件の 7, 152 人で、これは前年同期と比較して件数では 2, 310 件の減少、人員は 1, 053 人減少と、件数、人員とも減少しております。

広島県内におきましては、平成 20 年 7 月末で窃盗、入管法違反など刑法犯、特別法犯を合計で 143 件 122 人を検挙しております。これを昨年同期と比較いたしますと、検挙人員は 1.4 倍、35 人の増加となっております。件数は若干減少というように伺っておりますけれども、減少した理由につきましては窃盗の件数は減少ということではありますが、一方、万引きを主とする窃盗の検挙人員は増加しております。このための総検挙人員が増加しているという状況でございます。今後とも、外国人犯罪の実態と特徴的傾向を確実に把握いたしまして、検挙の徹底を図ってまいりたいと思っております。

○要望・質疑（高橋委員） ぜひと外国人の犯罪についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、今マツダの関連会社などでは、やはり労働力ということで外国人もかなり入ってきています。また、以前にも常任委員会で質問をさせていただいたのですが、外国人が犯罪を起こすと検挙しても今度は通訳の問題等もあります。やはり、外国人が悪いことをすると、例えば中国人がすると世間ではみんな中国人は悪いというようなイメージになりますので、そういうことのないように、日本人もそうですが、外国人に対してもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それから次の質問は、今、一番話題というか、大きな事件として、通り魔事件がここ数カ月で日本でも何件か起きているのですが、これをちょっと調べましたら八王子であったり、秋葉原は特に衝撃的でしたけれども、茨城でもありました。そんな中、調べていくと、これは東京の渋谷なのですが、79 歳のお年寄りの方が、事件を起こせば警察が何とかしてくれるという事件もありまして、私が言いたいのは、もういつどこでどういう事件が起きるかわからないということで、広島県内、広島市内でいつ起こるかわかりませんから、その辺のパトロールの強化、そして事件が起きた後の速やかな対応についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それから、きのううちの会派が東広島市役所を視察に行きました。その中の市長を含めた執行部との意見交換の中で、警察官の増員をしてほしいという要望がありました。現状を聞きますと、県の職員関係は全部削減をしている中、警察官だけはここ数年、増員をしているにもかかわらず、東広島市長はぜひとさらに増員をしてほしいということでした。その中で、先ほど言いました外国人の犯罪もやはりふえてきているということもありました。それから、合併によって西条警察署の管轄が広がったかどうかは私も調べていませんが、やはり犯罪の種類、件数もふえ、外国人の犯罪もふえる。また、地域が大変、広くなるということと、東広島市は御存じのように高速道路から一般国道まで道路網も大変発達しています。交通事故も大変多いと聞いていますので、これは西条警察署、そして東広島市ともしっかりと話し合っていて、

行政の要望にこたえるように今後も十分な調整をしていただきたいと思います。またこれは、常任委員会でも出るかもしれませんが、西条警察署、また東広島市と連携をとりながら対応に努めていただきたいと思います。

次に、女性安全ステーションの創設についてですが、これは予算特別委員会で質問しましたので、再度お願いと質問をしたいと思います。

まず1点目は、現在12交番で運用開始されているということで、23から12を引いた残りの11交番で運用開始予定ということなのですが、設置された場所を見ますと広島、呉、東広島など県の中央部なのです。これからは三原、尾道、三次、庄原、竹原、大竹と随時運用開始していくと思うのですが、基本的に県内全域で取り組んでいくということだと思いますが、これからの状況の確認と、もう一つは、きのう広島大学の前に交番がありましたので私も意識して見ましたけれども、まだまだ御存じない方がいらっしゃいます。大変いいことだと思いますので、今後の広報なりPRをどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

○答弁（生活安全部長） 女性安全ステーションの今後の増加計画につきましては既に運用開始しておりますが、運用開始後の状況、それから女性警察官の増員状況、さらには交番施設の整備状況などを踏まえながら、今後とも検討してまいりたいと考えております。

また、2点目の女性安全ステーションがよくわからないということでございますが、先ほど御説明しましたとおり懸垂幕なり看板なりを設置しておりますけれども、さらにこういった創設したということを今後とも広報しまして一般に周知を図るように徹底してまいりたいと考えております。

○要望（高橋委員） 看板はつけたけれども、なかなか警察署というか、交番は入りにくいということもありますので、やはり身近に相談ができるということでしっかりと広報なり宣伝していただきたいと思います。それで7月から始まって16件ということで、多いか少ないかは今後のことだと思いますが、これからしっかりと取り組んでいただきたい中で2つほど要望しておきたいと思います。

一つは、先ほど少し言われましたが、その後の対応です。ただ相談に来ただけではなくて、その後、例えばストーカーであれば不審者に対してどういった対応をとるのか、また違う問題であれば管轄の警察署に言って、やはり事件の未然防止という観点からも相談に来た後の対応をしっかりとっていただきたいと思います。

それからもう1点は、やはりプライバシーの問題があると思います。交番内にプライバシーに配慮した相談スペースがあれば安心できるということもあります、やはり相談に来て話が漏れないようにプライバシーの保護にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。その2点を要望いたしまして、質問を終わります。よろしくお願ひします。

○質疑（小林委員） まず、環境の問題について御質問申し上げたいと思います。

大変期待していた洞爺湖サミットが、各国の利害関係によって非常にわかりにくい、

残念な結果になったと思っているのですが、県当局の皆さんはどういうふうに思っているかという質問はしません。期待外れになった、目標設定もできずに終わってしまったという、今セクター別で云々というふうにやっておりますが、いかにやるかというのはわかりません。洞爺湖サミットに入る前にCO₂の削減において国内取引をことしの秋から試行的にやるということを言っておりましたけれども、具体的に国がどのような状況でそれを実施していくかという情報が入っていれば説明をお願いします。

○答弁（環境政策課長） 10月から試行するという中身で、正式に説明はございませんが、環境省でモデル事業として国内取引の参加者を求めて既に実施しておりますので、多分それらをベースにされるのではないかと考えております。それに参加していただいた企業にまず目標を掲げていただいて、それを削減するために中小企業あるいは同じ会社の中での取引制度なども創設されるのではないかと、ちょっと正確な情報ではないのですが、そのような検討をいろいろとされているという情報が入っております。

○質疑（小林委員） 恐らくファジーな形でまた実施されると思いますが、この国内取引について広島県として将来を見据えたときに、どういう形がベターなのだろうかという考えをお持ちかどうか。イエスかノーだけでいいですからお願いします。

○答弁（環境政策課長） 県としてということでしたが、やはり国内ということになりますと、一県としてそういう制度創設などは難しいので、実効性を考えた上だと思っております。今は国の動きをもう少し見ながら、県でできることは何か、また県の条例で一応3,000キロリットル以上のエネルギーを使う企業からは御報告をいただいておりますので、それらをもとに協力していただく、指導できるところは指導していくという形で、少しでも実効性あるものにしていきたいと思っております。

○要望・質疑（小林委員） 最後に要望でもありますが、今の国内取引について京都議定書、ことしからスタートを切ったわけですが、5年間6%という枠組みの中で、いかに縮めていくかということ、当然本県も具体的に数値目標等を立ててやっていかなくはない状態であって、県民運動としても民生部門が高い状態にあるので、まずそこから手をかけていこうということでもあります。国内取引ということの中で吸収源として3.8%を受け持つ森林の能力を軽んじて見てはいけないのではなからうかと思っております。要するに、国が今言っているのは、3.8%というものについてはただで使っているという状況でありますので、その辺はやはり森林所有者なり地域が森林というものに対する価値観を持っている以上、資産を持っている以上、還元できるように制度化することを強く働きかけて、ちゃんとそういう扱いを明文化して、今後、国内取引があるのだったら当然森林自体も吸収源の一つである。よって、何かは生まれてくるのだと、中山間地域へ持って行って、そういうお金が入って行って、また山の整備、森林の整備に使われていくという好循環を生んで、削減をどんどんやっていただきたいということを要望しておきます。

それと知的犯罪について1点だけお伺いしますが、振り込め詐欺のことで、先ほど高橋委員からありましたが、外国人が近年かかわって、例えば中国本土から直接電話で指示をしたり、直接家へ電話したりしているという実態があるとお聞きしていますが、現にそういうものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○答弁（生活安全部長） 今の質問の件でございますけれども、情報としては聞いておりますが、現在のところ、県内では把握しておりません。

○要望（小林委員） 非常に知能犯でありますので、だまされやすい状況になっている。予防をちゃんとしなくてはいけないということもあろうし、やはり啓発していかなくてはいけないと思います。当然、一方的にかかってくるわけで気が動転して云々ということが多いわけでありまして、銀行と連携しながら云々と言いながら、かなりの被害額があるわけでありまして、国際的に日本がねらわれていると言ってもいいぐらいの状況ではなかろうかと思っておりますので、やはり広島県だけではなく他県と事象を照合しながら、連携を深め対策を講じていただいて、被害者を少なくしていただくということを切にお願いしておきたいと思っております。特に、中山間地域においては、ひとり暮らしのお年寄りが多いという状況がありますので、被害も当然大きくなってまいります。ぜひともよろしくお願ひして、質問を終わります。

○質疑（大曾根委員） 資料番号1の「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」ですが、この趣旨から県民運動の期間、県民運動の開始の取り組み、こういう順序で書かざるを得ないのかと思いつつ、本当に県民運動を進めようということならば、1人1キログラムということをぼんと出して、それについてはこういうことだということと、この2ページの最後に書いてありますが、二酸化炭素の排出量で家庭の伸びが基準年と比べて、最近非常に大きいから、ここにポイントを置くのだというような形で、やはり運動として県民を引きつけるような何かキャッチフレーズと、そして書き方をした方がわかりやすいと思うのです。最後に一番大切なことが書いてある、表が出ていると思ったのです。

それで、その次の「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の資料の方は、データが先に来ているのです。このくらい減らさないといけないということで、年次を追って運動の成果を出しているわけです。だから、県民の皆さんも、これだけよくなったということがわかる。目標はこうだということもあるのですが、本当にCO₂を削減しようというときですから、そういうスタイルで県民を巻き込んでいく、もっと大切なのは、4ページに書いてある、「1人、1日、CO₂1kg削減」の達成方法、これは夏の方法が書いてあるので、冬の方法を書いてもらわないといけないのですが、秋の方法というものもあるかもしれません。夏はわかりやすいからこうなのでしょうけれども、もう秋が来る。いつまでも夏のことを書いていられないと思いますから、そういうことにも配慮しないといけないと思う。こういう具体的なことを先に出して、そして追っかけて、もう高邁な理屈は地球が危ないとか自分たちの将来が危ないとかということでもいいと思うのです。だから、そういうやり方をしたらどうだろうかと私は

思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（環境部長） 今、大曾根委員から御指摘をいただきました。まず、削減目標を明確に打ち出すという御意見をいただきましたが、今後、我々が新聞広告でありますとか県のホームページ、県民だより、いろいろな場面でこの県民運動、CO₂の削減目標と達成方法を示していきたいと思っております。蛍光灯2本を24時間消しておけば1キログラムの削減、そういった具体的なものをいろいろな場面で出していきたいと考えております。そういった広報展開、まず県民の皆さんにそういったことを知っていただくということで県民運動に取りかかしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○意見・質疑（大曾根委員） 3年では終わらない運動だと思いますから、3年間だけではなくて、これはもう毎年やっていかないといけないことなので、ぜひわかりやすく、1キログラムというのはそう難しいことではない、努力すれば簡単なのだと、ああ、なるほどというふうに県民に納得させるところからスタートさせないといけない。今まで電気のつけっ放しは電気料金ももたないということだけでやっていたのですが、それだけではないということ、やはり知らせていかないといけないと思います。

次の質問ですが、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の方へ入らせてもらいます。刑法犯認知・検挙状況の中で平成14年以降2番目の検挙率と書いてありますが、広島県の実績として2番目の検挙率ということを行っているのでしょうか。その下の米印のところにもまた2番目が出てくるのでちょっと誤解しやすいと思ったのです。

○答弁（生活安全部長） この点につきましては、今、委員がおっしゃいましたとおり、広島県においては昨年の検挙率が43.7%でございます。それで、ことしの同期、6月末ですけれども、39.1%ということで平成14年以降では昨年に次ぎ2番目の検挙率ということでございます。

それともう1点、この時期において政令市等を包括します14都道府県のうちの検挙率につきましては福岡に次いで第2番目の検挙率であります。

○質疑（大曾根委員） それでしたら14年以降、昨年に続いて2番目の検挙率というふうに書いてくれると、はっきりとわかると思うのです。

続いて、検挙率ではなくて認知件数の減少率というのは米印でも解説が出ているのですが、これは対前年同期比でやっています。広島県は、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動を早くからスタートさせて、非常に私は頑張っていると思うのです。そうすると、後発のところだと頑張れば減少率はぐっと高くなるということもありますが、平成14年、これを基準年としましょうか、この基準年に比べて他の13都道府県と比較してどうなのかというデータも欲しいと思うのです。対前年比という、去年に比べてどう努力しているかということもあるのですが、やはりもともになる平成14年に比べて他県との比較でどうなのか、このデータを今お持ちですか。

○答弁（生活安全部長） あいにくその資料は本日持ち合わせておりませんので、それを

また分析いたしまして報告させていただきたいと思います。

○要望・質疑（大曾根委員） きっと広島県はすばらしい成績だということでトップという形が出るのではないかと期待しているのですけれども、やはりスタートした段階からどうなのかということを常に比較対象の中に一つ加えていただくようお願いしたいと思います。

それから、女性安全ステーションのところですが、今後の方針の中に女性警察官の配置を進め、来春には12警察署23交番で開始予定と書いてありますが、これはこれまでの9警察署12交番にさらに来春これだけプラスされるというふうに理解しているのか、あるいはトータルとして9警察署12交番を含んで言うておられるのか、このことについて質問します。

○答弁（生活安全部長） これは当初の目標が12警察署23交番ということでございますので、これ全部を来年の春には運用開始したいということでございます。

○質疑（大曾根委員） その中に女性警察官の配置を進めるということで、トータルとして女性警察官の必要人数は何人になりますか。

○答弁（生活安全部長） 23交番ということになりますと、現在3交代制で勤務をしておりますので、23掛け3ということで69人が必要ということになります。

(4) 現地調査についての協議

現地調査の日程等について委員会に諮り、11月6日（木）～7日（金）の1泊2日で行うこととし、調査地の決定等については、委員長に一任することに決定した。

(5) 閉会 午後2時16分